

平成十九年十一月二十日受領
答弁第二一一一号

内閣衆質一六八第二一一号

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出フィブリノゲン投与患者への告知等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出フィブリノゲン投与患者への告知等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のフィブリノゲン製剤をめぐる経緯については、現在、厚生労働大臣の命により設置された「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」において調査を行っているところである。

二について

御指摘の葉害肝炎弁護団の調査の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねの調査結果の差異の原因についてお答えすることは困難である。

また、厚生労働省としては、御指摘の診療録等の保管状況については、二週間の調査期間を設け、フィブリノゲン製剤が納入されたと考えられる医療機関に対し、同製剤を投与した診療録等の保管状況等についての調査を依頼すること等により、これを把握したものであり、この手法に問題があったものとは考えていないが、本年十一月に、厚生労働省ホームページに掲載している約七千の医療機関に対し、宛先不明であるものを除き、診療録、手術記録及び分娩記録等が保管されていないか調査するよう依頼したところ

である。

三について

厚生労働省としては、平成十六年十二月九日にフィブリノゲン製剤の納入先とされている医療機関の名称等の公表を行うに際して、大阪市立大学医学部附属病院を含め、当該医療機関のうち当時存続していたものに対し、同製剤を投与された可能性のある方々からの問い合わせに対応できるよう、同製剤が投与された当時の診療録が保管されている場合には、当分の間、その保管をお願いする旨の協力を依頼したものである。